

2020年度
自己点検・評価報告書
(法科大学院)

創価大学

1 基準1 理念・目的

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

(1) 法科大学院の理念

創立者は、価値を創造し、人類に還元していくことが創価大学の本来の使命であるとし、学生に「創造的人間たれ」と呼びかけられ、また、創価大学法科大学院の開設に際しては、法曹には「邪悪を正す冷徹な知性、人間を愛する温かな慈愛、勝利を決する強靱な魂」という3つの要素が求められることを示されている（「創価ロージャーナル」創刊号（2005年11月10日）3頁〔巻頭言〕）。

創立者の示されたこれらの指針に鑑み、創価大学法科大学院は、法曹として必要とされる専門的知識と能力を修得することはもとより、刻々と変化する現実に応じて、修得した専門的知識と能力をいかしながら、問題を解決するために自在に智慧を発揮しゆく「創造的な法曹」を養成し、人権、民衆の幸福、社会正義、平和という普遍の価値を実現していくことを理念としている。

(2) 法科大学院の教育目標

本法科大学院の理念を実現するために、以下のように「人間力、国際力、法律力」を備えた法曹を養成することを教育目標とし、法曹界に優秀な人材の輩出をめざしている。

① 他者への思いやりをもつ豊かな人間性を備えた法曹（人間力）

生命の尊厳性と人権の大切さを理解し、すべての他者への深い理解と思いやりをもつ法曹、とくに民衆の幸福を第一義に考える法曹の育成をめざしている。

② 平和に貢献する国際性を備えた法曹（国際力）

創価大学の「人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」との建学の精神を実現するため、法律の世界において、日本および世界の平和に貢献できる国際性を備えた法曹を養成する。

③ 堅固な基盤の実力を備えた法曹（法律力）

現実社会の中に飛び込み、困難を乗り越えて価値を創造しゆくためには、徹底した学問的努力に裏付けられた基礎力、つまり堅固な基盤となる実力が不可欠である。人類の英知を結集した制定法、そして裁判官の法的思考が凝縮した判例を学ぶことにより、思考力の強い法曹の養成をめざしている。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

上記の理念・目的（教育目標）については、創価大学大学院学則第5条3項(6)号に包括的な規定として明示し、併せて法科大学院ホームページと法科大学院要覧に掲載するなどして、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。

4 基準4 教育課程・学習内容

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

法科大学院における学位（法務研究科専門職学位）授与方針は、基準1-①-（2）に記載した「法科大学院の教育目標」をディプロマ・ポリシーとして定めている。

具体的には「法務研究科専門職学位課程の学位は、法務研究科に3年以上在学し、所定の単位数を修得したものに授与する。ただし、法学既修者については、2年以上在学し、所定の単位数を修得していれば足りるものとする」（大学院学則第32条第1項）と規定されており、所定の修得単位数としては「法務研究科の場合は103単位以上、ただし、法学既修者の場合は1年次に設置する法律基本科目群に属する33単位分の科目を一括して修得したものとみなして70単位以上」（同第18条第1項(4)号）と規定されている。また、法務研究科法務専攻の授業科目及び配当単位数並びに履修方法は、学則別表(12)法務研究科法務専攻専門科目表において定められている（学則第16条第1項）。

上記の学位授与方針、所定の修得単位数、授業科目等は、学則において明示され、ホームページ及び法科大学院要覧で公表されている。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成、実施方針を定め、公表しているか。

法科大学院の教育課程の編成及び実施方針については、「専門職学位課程は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設するとともに体系的に教育課程を編成する」（学則第12条）とされ、同別表(12)法務研究科法務専攻専門科目表において定められ、公表されている。加えて、法科大学院要覧43頁において、「1. 教育課程の編成の考え方」、「2. 教育内容」、さらに「カリキュラム・ポリシー」（要覧2頁／ホームページ）でも示されている。

その概要は以下のとおりである。

1. 教育課程の編成の考え方

（1）本法科大学院は、本学の教育目標に基づき、以下①～④について適切な教育課程の編成を行う。

①「豊かな人間性を備えた法曹」を養成するために必要な教育内容及び方法。

②「堅固な基盤=実力を備えた法曹」を養成するために必要な専門的法的知識、法的思考力、法的分析力、法的表現能力等を確実に修得させるために必要な教育内容及び方法。

③法理論と法実務を適切に架橋し、法曹として必要な法理論と実務能力をバランス良く確実に修得させるために必要な教育内容及び方法。

④法曹としての使命と責任を自覚し、高い倫理観と国際性を涵養させるために必要な教育内容及び方法。

（2）本法科大学院は、上記の教育課程を円滑かつ効率的に運用するために、 Semester制を採用する。

2. 教育内容

本法科大学院は、授業科目を「法律基本科目群」、「法律実務基礎科目群」、「基礎法学・隣接

科目群」、「展開・先端科目群」の科目群に分け、上記の教育課程編成の考え方に基づく教育を行い、各科目の設置、教材選定その他教育内容について工夫を行っている。

(1) 法律基本科目群

公法系（憲法・行政法）、民事系（民法・民事訴訟法・商法）、刑事系（刑法・刑事訴訟法）の科目を置き、法曹として活動するために必要な専門的法的知識、法的思考力、法的分析力、法的表現力等を、段階を踏んで効果的に修得させる教育を行う。1年次科目では各系科目の基本的知識の修得と体系的な理解に重点を置き、基礎的な法理論の修得を目指し、2年次は判例・事例演習を通じて具体的な事案における法的分析力、法的検討力、事実認定力等の修得を目指す。そして、3年次は、1・2年次に培ってきた実力を踏まえて具体的問題の解決能力、文書又は口頭による説得能力等の修得を目指す。とくに2年次以降の各科目で実施される判例演習、事例演習では、少人数の双方向・多方向の演習方式の授業と、より効果的な学修のための多彩なレポート課題、起案課題を実施する。

(2) 法律実務基礎科目群

1年次に、「法情報調査」をおき、法令・判例・法律文献その他の情報の調査方法等法曹としての基本的な技能を修得し、導入教育としての「実務法学入門」では、訴訟実務の基本的な仕組みと共に、実務法曹の使命と責任を学ぶ。2年次以降では、必修科目として「法曹倫理」をおき、法曹としての高い倫理観を確実に涵養する教育を、「要件事実・事実認定Ⅰ・Ⅱ」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「公法実務の基礎」、「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」をおき、司法修習との有機的な連携を図る。その他、夏季休業期間や春季休業期間を利用して、法律事務所や企業の法務部等での「エクスターンシップ」や、海外の法曹事情等を学ぶ「海外エクスターンシップ」を行い、実務への架橋の一助とする。「ローヤリング・クリニック」では、依頼者との面談や受任、調査・証拠資料の収集等、紛争解決に関する弁護士としての基本的な技術を学ぶと共に、実際の法律相談に立ち会うなど実務法曹としての基本的なスキルを修得する。

(3) 基礎法学・隣接科目群

「法哲学」、「外国法の基礎」をおき、法曹として求められる基礎法学及び外国法の基礎的学識を修得する。「公共政策論」は、政策形成のプロセスに加えて、国会、官僚、地方自治体、NGO・NPOなどの政策アフターについて学び、法律と政治・経済が交錯する学際的分野について学ぶほか、「実務法曹と情報ネットワーク」はインターネットなどの情報ツールの構造と問題点を理解し、実務法曹として価値ある利用方法と的確な対処方法を修得させる。

(4) 展開・先端科目群

「市民社会と法」、「国際社会と法」、「経済社会と法」と3つの分野に分けたうえで、それぞれに関連する科目を配置し、各分野での必要とされる学識を修得する。なお、司法試験の選択科目として選択されることの多い科目をさらに充実させると共に、時代に即した科目が適宜設定できるように「特殊テーマ講座」を配置している。なお研究者等を視野に入れて学修する学生のために「リサーチペーパー」も配置する。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程

を体系的に編成しているか。

前記②のカリキュラム・ポリシーに基づいて、学則別表(12)法務研究科法務専攻専門科目表のとりの授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

2019年度のカリキュラムは以下のとおりである。

分類	1セメ(春)	2セメ(秋)	3セメ(春)	4セメ(秋)	5セメ(春)	6セメ(秋)	
法律基本科目群 (必修33科目 68単位)	公法系 (必修8科目 16単位)	憲法Ⅰ④ (基本的人権)	憲法Ⅱ② (憲法総論・統治機構論)	憲法演習Ⅰ① (判例演習)	憲法演習Ⅱ② (判例事例演習)	憲法演習Ⅲ① (事例演習)	
	民事系 (必修18科目 37単位)	民法Ⅰ② (民法総論)	民法Ⅳ② (債権総論)	民法演習Ⅰ③ (民法総論・物権法・担保物権法・判例演習)	民法演習Ⅱ③ (債権総論・債権各論・判例演習)	民法演習Ⅲ② (事例演習)	民法演習Ⅳ② (事例演習)
		民法Ⅱ② (物権法・担保物権法)	民法Ⅴ② (債権各論)				
	刑事系 (必修7科目 15単位)	民法Ⅲ② (家族法)	民法Ⅵ① (法定債権)	民法訴訟法Ⅰ③ (全体)	民法訴訟法Ⅱ① (複雑訴訟・上訴)	民法訴訟法演習Ⅰ② (判例演習)	民法訴訟法演習Ⅱ② (事例演習)
刑法Ⅰ③ (刑法総論)		刑法Ⅱ③ (刑法各論)	刑法演習② (判例事例演習)	刑事訴訟法演習② (判例事例演習)		刑事法総合演習② (刑事法総合演習)	
	刑事訴訟法Ⅰ②	刑事訴訟法Ⅱ①					
法律実務基礎科目群 (必修4科目8単位を含む 5科目10単位以上選択)	15	18	10	13	8	4	
	法情報調査①		法情報調査①				
	実務法学入門②		要件事実・事実認定Ⅰ②	要件事実・事実認定Ⅱ②		要件事実・事実認定Ⅱ②	
					民事訴訟実務の基礎②		
					刑事訴訟実務の基礎②		
					民事模擬裁判①		
					刑事模擬裁判①		
					法曹倫理②		
					ローヤリング・クリニック②		
					エクスターンシップA①		
				エクスターンシップB②			
				海外エクスターンシップ①			
基礎法学・隣接科目群 (2科目4単位以上選択)	法哲学② 公共政策論②	外国法の基礎② 実務法曹と情報ネットワーク②	法哲学② 公共政策論②	外国法の基礎② 実務法曹と情報ネットワーク②	法哲学② 公共政策論②	外国法の基礎② 実務法曹と情報ネットワーク②	
市民社会と法	プログラム		3・5セメスター(春学期)		4・6セメスター(秋学期)		
	市民社会と法		労働法Ⅱ② 環境法Ⅱ② 警察法②	民事執行・保全法② 法制執務入門②	労働法Ⅰ② 環境法Ⅰ② 消費者法②	宗教法② メディア法② 犯罪被害者と法②	
展開先端科目群 (14単位以上選択)	国際社会と法		アジア世界と法② 中国法②	アメリカ法②	国際社会における 平和と人権② 国際私法②	国際法②	
	経済社会と法		ビジネス法務・ 国際法務② 保険法②	租税法②	倒産法Ⅰ② 経済法②	知的財産法②	
	全プログラム共通				リサーチペーパー② 特殊テーマ講座A① 特殊テーマ講座B②		
	※展開・先端科目群の配当セメスターは年度によって変更することがある。			※科目名の後の○付き数字は単位数を表す。			

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

各授業科目においては、シラバスにおいて授業内容、到達目標、各授業回の内容等を明示するほか、予習教材・復習教材を提供しているほか、オフィスアワーを積極的に実施して、学生の自学学習の活性化に役立っている。

判例演習、事例演習での少人数による双方向・多方向の演習方式の授業を実施して具体的な問題の解決能力の向上を目指している。加えて、多彩なレポート課題、起案課題を課すことで文章力の向上を図っている。

若手弁護士によるチューター制度を導入して、補習授業の実施、きめ細やかな学習指導、生活指導を行っている。

FD委員会による定例会を実施するほか、毎学期の定期試験終了後、教育効果検討会議を行い、授業内容についての総括、学生の修得度に対する所感、改善を要する課題の報告、来学期に向けての改善などを検討している。

⑤ 成績評価、単位認定又は学位授与を適切に行っているか。

成績評価については「創価大学法科大学院履修・成績評価及び進級に関する規程」で定められている。全学年を通じて、成績評価は、原則として、すべての授業科目について平常点（小テストや授業における発言など）と定期試験の結果を総合して行う。ただし、研究科委員会が相当な理由があると認めた場合には、定期試験結果に代えて、起案課題・レポート課題などの結果によって評価することもある（規程 11 条）。

単位認定は、所定の授業科目を履修した者に対しては、原則として試験の上単位を与えるものとしている（学則第 20 条第 1 項）。成績評価において D 以上の評価を受けた授業科目については単位が認定される（学則第 26 条第 1 項）。

学位の授与は、所定の期間在学し、修得単位数 103 単位を修得した者になされる（学則第 32 条第 1 項）。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

法科大学院は、ディプロマ・ポリシーの各項目の達成を目指し、それぞれにアセスメント指標を設けて、教育の改善に取り組んでいる。

成績評価の基本方針として、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を提示して、主要科目の到達目標及び修得すべき能力を明確にするとともに、「創価大学法科大学院履修・成績評価及び進級に関する規程」に基づき、平常点と定期試験を合わせた合格ラインを明確にして成績評価を行っている。

法科大学院アセスメント・プラン

アセスメント項目 (ディプロマ・ポリシーとの関連)	アセスメント指標
他者への思いやりをもつ 豊かな人間性を備えた法曹 (人間力)	○入学試験による判定(入学時) ○「法哲学」「法曹倫理」「ローヤリング・クリニック」「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」「(各法)演習」における平常点(授業時での発言、小テスト、各種起案、レポート課題 など)と定期試験 ○中間授業アンケート・期末授業アンケートの実施
平和に貢献する国際性を備えた法曹 (国際力)	○「外国法の基礎」「アジア世界と法」「アメリカ法」「中国法」「国際社会における平和と人権」「国際法」「国際私法」「実務法学入

	<p>門「海外エクスターンシップ」における平常点（授業時での発言、小テスト、各種起案、レポート課題など）と定期試験</p> <p>○中間授業アンケート・期末授業アンケートの実施</p>
<p>堅固な基盤の実力を備えた法曹（法律力）</p>	<p>（１）１年次 基本六法についての基本的知識の修得と体系的理解</p> <p>○各科目における平常点（授業における発言、小テスト、各種起案、レポート課題など）と定期試験</p> <p>○中間授業アンケート・期末授業アンケートの実施</p> <p>○共通到達度確認試験</p> <p>（２）２年次 基本的知識・体系的理解の深化と実務に即した問題解決能力の習得</p> <p>○各科目における平常点（授業における発言、小テスト、各種起案、レポート課題など）と定期試験</p> <p>○中間授業アンケート・期末授業アンケートの実施</p> <p>（３）３年次 実務的な問題解決能力の向上と幅広い法律実務の知識の修得と理解</p> <p>○平常点（授業における発言、小テスト、各種起案、レポート課題など）と定期試験</p> <p>○中間授業アンケート・期末授業アンケートの実施</p>

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程とその内容、方法の適切性については、教務委員会・FD委員会を中心として、3年に1回の頻度で、授業科目自体の新設・削減、配置semesterの変更、授業内容の見直しなどを定期的に検討し、カリキュラムの検討・改訂を行っている。

現在は、2016年度カリキュラム（3年生）、2019年度カリキュラム（1・2年生）が実施されている。通常は3年ごとの改訂のリズムで行ってきたが、現在は、法学部法曹コースの設置と2023年度実施予定の司法試験在学中受験に対応するために、2021年度から実施予定のカリキュラムの検討を行っている。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。

学校教育法及び専門職大学院設置基準の改正に伴い、2019年度、教育課程連携協議会を設置した。教育課程連携協議会は、法曹界だけでなく産業界等からの委員を構成員とすることで創価大学の特徴や建学の精神を反映するだけでなく、高度専門職業人養成を使命とする法科大学院のカリキュラム編成に取り組むものである。

法曹界、民間企業等からなる外部委員5名、本学法科大学院、法学部等からなる内部委員5名の合計10名の委員によって構成されており、2020年3月に第1回協議会を開催した。協議

会では、カリキュラム編成だけでなく、法曹としての使命感をいかに涵養するかなどについても意見が寄せられた。

5 基準5 学生の受け入れ

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

創価大学法科大学院は、人間力・国際力・法律力を有する法曹を養成するため、次の5つを基本的なアドミッション・ポリシーとして定めている。

1. 法科大学院における法曹教育に対応できる、読解力・理解力・分析力・論理的思考力・表現力などの基礎学力を十分に備えていること
2. 法曹職に対する強い意欲をもっていること
3. 法律学の学修に謙虚に取り組み、努力を継続できる粘り強さを備えていること
4. 生命や人権の大切さを理解し、他者への思いやりをもつ豊かな人間性を備えていること
5. 世界平和に貢献する意欲と国際的な視野や発想力をもち、その実現にふさわしい語学力を有していること

これら5つのアドミッション・ポリシーをもとに、具体的には以下の資質・特色を備えている学生を選考する入学試験を実施している。

- 法学既修者においては、憲法、民事法、刑事法等の基本的な法律学の基礎を十分に修得している者、もしくはこれに準ずる知識と能力を有している者
- 学部において優秀な成績を修めた早期卒業者であって、憲法、民事法、刑事法等の基本的な法律学の基礎を十分に修得し、法科大学院における学修に意欲を有する者
- 法学未修者においては、自然科学、人文科学等の、法律学以外の分野について、優れた知識と能力を有し、もしくは特色のある研究をしている者
- 法科大学院での学修や法曹資格取得後に活かすことのできる豊かな社会経験・活動経験を有している者
- 弁護士過疎地域的偏在の解消に資する地域的基盤を持ち、法曹として地方創生に寄与することのできる能力・資質及び意欲を有する者

以上のアドミッション・ポリシーは、入学試験要項並びにホームページにおいて公表されている。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生募集は毎年5月頃に入学試験要項を公表し、6月には入試説明会を複数回開催して入学試験の実施を周知している。

入学者選抜は、S日程（8月実施）、A日程（9月実施）、B日程（2月実施）の3つの日程で行

われている。各日程における試験区分としては、S 日程ではスカラシップ入学試験・法科大学院未設置地域出身者向け特別入学試験（いずれも法学未修者試験）が、A 日程では法学未修者入学試験・社会人非法学部出身者特別入学試験（いずれも法学未修者試験）、法学既修者試験・早期卒業者向け法学既修者特別入学試験が、B 日程では法学未修者入学試験・社会人非法学部出身者特別入学試験（いずれも法学未修者試験）、法学既修者試験が、それぞれ実施されている。

法学未修者試験では、書類審査、小論文審査、面接審査を、法学既修者試験では、書類審査、法律科目試験（いずれも論文式試験）、面接審査を、それぞれ実施している。出願資格、試験内容および配点、試験時間、合否の判定については、いずれも入学試験要項に具体的に公表されている。

毎年の学生募集及び入学者選抜の運営体制は、法科大学院の入試委員会及び研究科委員会によって審議・決定されており、入学試験要項に則って適切・公正に入学者選抜が実施されている。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

入学定員は 28 名であり、適切な定員が設定されている。

入学者数は、2016 年度は 27 名、2017 年度は 18 名、2018 年度は 19 名、2019 年度は 17 名、2020 年度は 16 名であり、2020 年度現在の在籍学生数は 42 名である。

なお、競争倍率と入学定員充足率は以下のとおり。

	競争倍率	入学定員充足率
2016 年度（平成 28 年）	2.91	0.96
2017 年度（平成 29 年）	2.08	0.64
2018 年度（平成 30 年）	2.42	0.68
2019 年度（令和 1 年）	2.83	0.61
2020 年度（令和 2 年）	2.18	0.57

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生に受け入れの適切性については、自己点検委員会と研究科委員会において、毎年 5 月に文部科学省から公表される全国の入試実施状況を基に入学定員充足率と競争倍率について検討を加えている。

この 5 年間の競争倍率は 2 倍以上を確保しているものの、入学定員充足率は徐々に減少しており、本学への入学者増加のための取り組みが課題となっている。

6 基準6 教員・教員組織

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。

法科大学院は「教員組織の編制方針」として以下を定めている。

1. 大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に基づくとともに、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しながら、法務研究科における教育研究上の目的等を実現するために、必要な教員を配置する。
2. 教員間の連携体制を確保して組織的な教育研究を行うために、教育課程や大学運営等において適切に教員の役割を分担する。
3. 広く国内外に人材を求め、年齢・性別構成及び社会実践経験等の有無に配慮する。これをホームページで公開し、社会や学生、教職員等に明示している。

② 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

教員組織については、「教員組織の編成方針」に基づき以下のように構成されている。

大学院には大学院委員会が（学則第 49 条）、法務研究科には研究科委員会（学則第 50 条）がそれぞれ設置され、所定の事項について審議・検討を行っている。

法務研究科には、教育研究に関する事項について企画、立案、実施するために、教務委員会、入試委員会、学生委員会、学修支援委員会、人事委員会、FD 委員会、自己点検委員会、ロージャーナル委員会、図書室運営委員会、GLP（法曹コース）連携委員会が設けられている（学則第 50 条第 6 項）。

また、法務研究科には、法律基本科目の授業運営について検討審議するために、公法部会（憲法・行政法）、民法部会（民法、商事法、民事訴訟法）、刑事部会（刑法、刑事訴訟法）が設けられている。

現在の 15 名の専任教員の構成は以下のとおりである。

系	担当科目	研究者教員	実務家教員
公法	憲法	1 名	1 名
	行政法	1 名	1 名
民事	民法	2 名	1 名
	商事法	1 名	1 名
	民事訴訟法	1 名	1 名
刑事	刑法	1 名	1 名
	刑事訴訟法	1 名	1 名
		8 名	7 名

専任教員のジェンダーバランスは、男性教員 10 名、女性教員 5 名である。

② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用、昇任等は、専門職大学院設置基準、人事諸規程及び法務研究科が設置する科目等に照らして適宜検討を継続している。継続的な教員確保に向け、今後 10 年間で定年退職や契約期間満了により退職が予定されている教員の一覧表を作成して、その補充、強化のために採用する教員数を年度毎及び分野毎に把握し、計画的な採用計画を検討し、適切に行っている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質の向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

法務研究科における FD 活動の概要は以下のとおりである。法務研究科に設置された FD 委員会では定例の委員会を年 6 回程度の割合で実施するほか、年 2 回の教員研修懇談会を開催している。

また、毎学期の定期試験終了後、教育効果検討会議を行い、授業内容についての総括、学生の修得度に対する所感、改善を要する課題の報告、来学期に向けての改善などを検討している。学生アンケートについては、各学期終了時に実施する期末授業アンケートのほかに、授業 6~8 週目に中間授業アンケートを実施している。中間授業アンケートは自由記述式で行い、学生の要望や疑問点等を把握し、後半の授業に反映させている。中間授業アンケートの結果は、各教員が報告書を作成して、全体の実施状況を研究科委員会で報告・確認する。

毎学期、教員相互の授業改善に役立てるために授業相互参観を実施している。授業相互参観の結果については参観教員が報告書を作成し、全体の実施状況を研究科委員会で報告・確認すると共に、被参観教員にも報告書が示される。

その他、教員の研究活動の推進・論文執筆の契機となるよう年末（年始）に教員の研究報告会を開催していることに加えて、毎年、司法試験の新合格者との意見交換会を実施して、カリキュラム、授業内容等について、率直な意見交換を行って、新カリキュラムの作成、授業内容の改善に役立っている。

なお、2020 年度春学期にはオンライン授業 FD 研修会を行うほか、オンライン授業実施に当たっての学生アンケートの実施を毎週行った。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

5 年に 1 度行われている第三者認証評価において点検・評価を行うほか、法務研究科の自己点検委員会によって「自己点検・評価報告書」を毎年作成・公表しているところ、その作成に際して教員組織の適切性について点検・評価を行っている。

7 基準7 学生支援

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

施設・設備における学生支援としては、キャンパス内の本部棟と学修館に授業及び学修環境を集中させていること、学修館3・4階には固定席で24時間利用可能な自習室を設置し、同1階には法科大学院図書室を設置している。大学全体として教育支援システムが導入され、ポータルサイトシステムが導入されており、シラバスの公開、教材等のアップロード、レポートボックスによるレポートの提出等で利用されている。また、学生が利用できるコピー機、プリンター、共用できるパソコンが学修館と学生寮（桂冠寮）に配置されている。

学修館1階には、法科大学院専用の図書室が設置されているほか、LLI統合型法律情報システム、TKCローライブラリーなど、データベース・電子ジャーナルも整備・充実している。また、3か所に学生寮（桂冠寮、創英寮、正義寮）が設置されている。

経済的支援としては、牧口教育基金会による給付奨学金、創価大学法科大学院奨学金、創価大学創友会法科大学院スカラシップの制度が設けられているほか、日本学生支援機構による貸与奨学金も用意されている。

授業等に対する学修支援としては、教員によるアカデミック・アドバイザー制度、本学修了生弁護士によるチューター制度が設けられている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

5年に1度行われている第三者認証評価において点検・評価を行うほか、法務研究科の自己点検委員会によって「自己点検・評価報告書」を毎年作成・公表しているところ、その作成に際して学生支援の適切性について点検・評価を行っている。

9 基準9 社会連携・社会貢献

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

臨床科目である「ローヤリング・クリニック」では、各学期に2回ほど無料法律相談を実施している。無料法律相談については八王子市の広報誌に掲載し、一般市民からの相談申し込みを受け、八王子市のいちょうホールの会議室で法律相談を実施している。

また、「産業界との連携」という意味で、「エクスターンシップ」において提携している企業に法科大学院生を派遣し、企業の法務部門での現場を体験できる場を設けている。

そのほか、2019年度は上智大学法科大学院と本法科大学院が共催して（株式会社 More-Selection 協賛）「部門横断企業法務・合同説明会」を開催した。これは法科大学院で学んだ知識

や培った能力などを企業法務部門で生かすため、法科大学院生に対して企業法務への就職機会を提供する目的で開催したものである。昨年度は十数社の一部上場企業が参加した。今年度は8月下旬にオンラインによって開催予定である。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

法務研究科の自己点検委員会によって「自己点検・評価報告書」を毎年作成・公表しているところ、その作成に際して社会連携・社会貢献の適切性について点検・評価を行っている。